

## 令和2年度第1回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：令和2年5月28日（木）午前9時開会
2. 場所：馬路村役場2階会議室
3. 出席者：井上博俊、川内みさ、大田耕司、湯浅雅文、笹岡俊、内原博信、小松博
4. 欠席者：なし
5. 議題：①馬路村農用地利用集積計画の承認について  
②下限面積の設定について  
③その他

### 6. 議事

(会長)

定刻がまいりましたので始めます。

本日は全員出席です。ありがとうございます。

本日の署名議員は、湯浅委員と川内委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の岡田さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

#### 議案第1号

(会長)

では、議案第1号馬路村農用地利用集積計画の承認につきまして事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案の馬路村農用地利用集積計画の諮問について説明します。

現在、村では高知県農業公社と中間管理事業の委託契約を結んでいます。この中間管理事業とは、公社が農地の貸し手と借り手の間に入って仲介業務を行うことです。

本件は、資料に記載しているように出し手となる個人と受け手となるゆず組合の土地の利用権設定について公社が仲介業務を行います。したがって、公社から村に提出された馬路村農用地利用集積計画の申出書を精査し適当と認めたことから、農業委員会に承認を図るものです。本議案が可決された場合は、村より告示を行い、当事者が賃貸借契約を結ぶ運びとなります。

(会長)

この件について質疑はありませんか。

(発言者なし)

(会長)

それでは第1号議案について採決をとります。

この件について賛成の方は挙手してください。

(挙手全員)

(会長)

挙手、全員です。

それでは議案第1号については承認することとします。

#### 議案第2号

(会長)

それでは、第2号議案について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい、次の議題は下限面積の設定についてです。

毎年この時期に見直しを行っていますが、長らく馬路では30aで維持している状況です。

レジュメで、県内の下限面積の設定状況についてお配りしています。

定めようとする面積より小さい面積で営農する農業者が、地域全体の農業者の概ね4割を下回らないようにすることという要件があり、馬路村の場合、20aに設定すると、4割を下回ってしまうため、これまでずっと30aで維持しているという経緯となっています。

ただし、現在の農地法では、書いておりますとおり、当該区内の位置及び規模からみて、法第3条第5号に規定する面積（都府県50a、北海道2ha）未満の農地を耕作の事業に供する者の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれの無い場合には、基準に関わらず、村長が、10a以上で定める任意の面積を別段面積として設定することが可能となっています。馬路村ではむしろ、30aの下限面積が新規就農の妨げになりうることが考えられ、下限面積を下げることも一つの手ではないかと考えています。

(会長)

それでは下限面積について協議を行います。これまで30aで続けてきておりましたが、事務局から提案があったとおり、変えた方がいいといった意見などありますか。

(1番湯浅)

下限面積を30aから下げることで、どんなメリットがあるのか。

(事務局)

新規就農者にとって、農地 30a というハードルは高いと考えられるため、下限面積を下げることにより、新たに農業を始めやすくなります。

(会長)

案件が出るまでは現状維持でもいいのではないか。

(1 番湯浅)

長らく 30a を維持し続けていたので、一度 20a に下げてもいいのでは。

(事務局)

下限面積の設定は、時期にかかわらず農業委員会の承認があれば変更することができます。

(会長)

新規就農をしたいが農地を確保することができない等の案件が出るまでは、30a のままで様子を見ることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(他の委員)

異議なし

(会長)

それでは、下限面積は 30a ということで賛成の方は、挙手願います。

(挙手、全員)

(会長)

賛成全員でありますので、承認することとします。

(会長)

それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

本日はこれで閉会したいと思います。

ありがとうございました。

午前9時20分会議終了

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

馬路村農業委員会

委 員 湯 浅 雅 文

委 員 川 内 み さ